

## 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

### (提案理由)

熊本県立高森高等学校の普通科、熊本県立熊本工業高等学校の繊維工業科、熊本県立北稜高等学校の普通科、ビジネスマネジメント科、園芸科学科及び家政科学科並びに熊本県立八代農業高等学校の全ての学科の改編に伴い、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

### 参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性

熊本県立高森高等学校の普通科、熊本県立熊本工業高等学校の繊維工業科、熊本県立北稜高等学校の普通科、ビジネスマネジメント科、園芸科学科及び家政科学科並びに熊本県立八代農業高等学校の全ての学科の改編に伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 熊本県立高森高等学校の普通科を普通科及びマンガ学科の2学科に改編し、熊本県立熊本工業高等学校の繊維工業科をテキスタイルデザイン科に改編し、熊本県立北稜高等学校の普通科、ビジネスマネジメント科、園芸科学科、造園科、家政科学科の5学科を商業科、園芸科、造園科、家政科の4学科に改編し、熊本県立八代農業高等学校の園芸科学科、食品科学科、農業工学科、福祉家庭科の4学科を食農創造科、生産土木科、家庭科の3学科に改編する。(別表関係)
- (2) この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を設ける。(附則第2項関係)

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県立高森高等学校の項中「普通科」を「普通科 マンガ学科」に改め、同表熊本県立熊本工業高等学校の項中「繊維工業科」を「テキスタイルデザイン科」に改め、同表熊本県立北稜高等学校の項中「普通科 ビジネスマネジメント科 園芸科学科 造園科 家政科学科」を「商業科 園芸科 造園科 家政科」に改め、同表熊本県立八代農業高等学校の項中「園芸科学科 食品科学科 農業工学科 福祉家庭科」を「食農創造科 生産土木科 家庭科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する熊本県立高森高等学校全日制普通科、熊本県立熊本工業高等学校全日制繊維工業科、熊本県立北稜高等学校全日制普通科、ビジネスマネジメント科、園芸科学科及び家政科学科並びに熊本県立八代農業高等学校全日制園芸科学科、食品科学科、農業工学科及び福祉家庭科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）新旧対照表

旧			新		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
学校	課程	学科	学校	課程	学科
(略)			(略)		
熊本県立高森高等学校	全日制	普通科	熊本県立高森高等学校	全日制	普通科 マンガ学科
(略)			(略)		
熊本県立熊本工業高等学校	全日制	機械科 電気科 電子科 工業化学科 繊維工業科 土木科 建築科 材料技術科 インテリア科 情報システム科	熊本県立熊本工業高等学校	全日制	機械科 電気科 電子科 工業化学科 テキスタイルデザイン科 土木科 建築科 材料技術科 インテリア科 情報システム科
(略)			(略)		
熊本県立北稜高等学校	全日制	普通科 ビジネスマネジメント科 園芸科学科 造園科 家政科学科	熊本県立北稜高等学校	全日制	商業科 園芸科 造園科 家政科
(略)			(略)		
熊本県立八代農業高等学校	全日制	園芸科学科 食品科学科 農業工学科 福祉家庭科	熊本県立八代農業高等学校	全日制	食農創造科 生産土木科 家庭科
(略)			(略)		